

『条例づくり教室 —構造の理解を深め、使いこなそう!』

正誤表

本書の内容に一部誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。つきましては、恐れ入りますが次のとおり読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

49 頁「▶空家特措法 10 条——固定資産情報の活用」の 6 行目

誤	正
…（現在の条文では、「個人情報の保護に関する法律」 <u>27</u> 条 1 項）…	…（現在の条文では、「個人情報の保護に関する法律」 <u>69</u> 条 1 項）…

同頁 囲み内の「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」

誤	正
<p>（第三者提供の制限） 第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合 二～七 略 2～6 略</p>	<p>（利用及び提供の制限） 第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4 略</p>